〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

> (平成十八年三月十四日) (厚生労働省令第三十五号)

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針

第八十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

- 第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。
 - 一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
 - イ 医師又は歯科医師
 - ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の 内容に応じた適当数
 - 二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所薬剤師
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者(指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導(指定居宅サービス等基準第八十四条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指 定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防 居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第八十六条第一項に規定する設備に関する基準をみたすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第九十条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定 介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該 指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予 防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支 払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護 予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定 介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条 第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付の うち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な 差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

- 第九十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ ならない。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
 - 五 通常事業の実施地域
 - 六 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 七 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

- 第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指 導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなけれ ばならない。
 - 一 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 二 第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 三 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 五 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際 して採った処置についての記録

(準用)

第九十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十二、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の二の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで、第六十七条及び第七十二条の二の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第九十一条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第四十九条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十三条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第七十二条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

- 第九十四条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標 を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理 指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げる ところによるものとする。
 - 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の 病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基 づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提 供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護 方法等についての指導、助言等を行うものとする。
 - 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護 に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な 事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。
 - 三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはな らない。
 - 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 五 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
 - 六 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービス が提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予 防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス 事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報 提供又は助言を行うものとする。
 - 七 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供 又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
 - 八 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合について は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供 又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
 - 九 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、 速やかに診療録に記録するものとする。
- 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものと する。
 - 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
 - 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は

説明を行う。

- 三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはな らない。
- 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 五 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用 者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- 六 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービス が提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予 防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス 事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報 提供又は助言を行うものとする。
- 七 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供 又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなけ ればならない。
- 八 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合について は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供 又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- 九 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、 速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げる ところによるものとする。
 - 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、 妥当適切に行うものとする。
 - 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は 説明を行う。
 - 三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはな らない。
 - 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 五 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用 者に対し適切なサービスを提供するものとする。
 - 六 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、 速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

※準用

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使 用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - 口 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百九十三条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を 提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる 次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なけれ ばならない。
 - 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

- 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又は その家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があ ったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電 磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規 定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第四十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入 浴介護の提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

- 第四十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を 求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の 有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の 規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指 定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第四十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更 新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前 にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第四十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第 八十三条の九第一号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合 は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第四十九条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第四十九条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供 した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入 浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予 防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又 はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指 定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問 入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を 利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第五十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業 所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施 状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第五十三条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第五十三条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔 の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問 入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければな らない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感 染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の 見やすい場所に、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴 介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重 要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問 入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

- 第五十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者 に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金 品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第五十三条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護 に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付け るための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第 二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当 該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が 行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指 導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

- 第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供 した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する 者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなけれ ばならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物 と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、 当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行う よう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入 浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係 る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供 により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

- 第五十三条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催 するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備する こと。
 - 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所 ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業 の会計を区分しなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第六十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たって

- は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用 者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者 に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第七十二条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予 防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。